

せいせきカワマチ
ロゴマーク使用のガイドライン



令和5年 多摩市

目次

1. はじめに 1
2. 使用にあたって 1
3. 使用の制限 2
4. 使用上の留意点 2
5. ロゴデザインについて 2
6. 問い合わせ先 5

1. はじめに

このガイドラインは、多摩川河川敷広場「せいせきカワマチ」への愛着を深め、市内外にイメージ発信をしていくために制作したロゴマークの利用に関するルールを定めたものです。



川辺を俯瞰したイメージで、黄緑は芝と躍動感、ピンクは桜と人々が集まる賑わいを同時に表現しました。やさしく爽やかなイメージの色調でまとめています。

2. 使用にあたって

ロゴマークを使用する際は、市への届出が必要です。使用する1週間前に「ロゴマーク使用届」を下記担当部署へ提出してください。（聖蹟桜ヶ丘かわまちづくり協議会、聖蹟桜ヶ丘の活性化に資する取組みを実施するエリアマネジメント団体が使用する場合を除く）なお、ロゴマークは無料で使用することができます。

◆提出先◆

多摩市関戸6-12-1 企画政策部行政管理課

電話：042-338-6948

メール：tm035000@city.tama.tokyo.jp

◆提出方法◆

メールで使用届を提出

使用届は多摩市公式ホームページに掲載しております。

使用届受理後、ロゴマークの画像データを提供いたします。

3. 使用の制限

ロゴマークの使用に関して、以下に該当する場合は、使用できません。

- (1) せいせきカワマチの品位を損なうようなおそれがあるとき
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき
- (3) ロゴマークを用いたグッズの物販等による営利行為となる時（無償配布等の非営利行為を除く）
- (4) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき
- (5) 特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体の支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれがあるとき
- (6) その他使用目的に鑑みて不相当であると市が認めるとき

4. 使用上の留意点

- (1) せいせきカワマチのロゴマークを使用して作成した制作物の商標登録はできません。
- (2) せいせきカワマチのロゴマークに関する一切の権限は多摩市に帰属します。
- (3) せいせきカワマチのロゴマークを使用した制作物に関する事故、苦情等が発生した場合は、使用者がその責任のもとに必要な措置を講じてください。

5. ロゴデザインについて

変形、トリミングなどのデザイン変更は禁止します。背景色は、カラー・白黒ともに白とします。また、最小使用サイズや色の規定をご確認の上、使用をお願い致します。

(1) デザイン

<基本型>

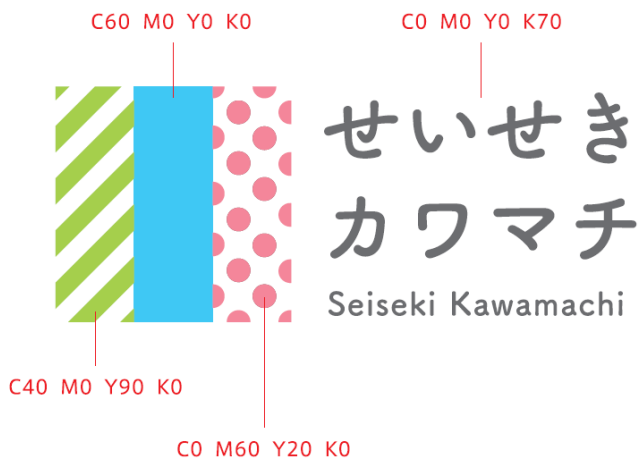


<バリエーション>



(2) ロゴマークカラー

<色指定__4 C>



<色指定__モノクロ>



BLACK 70%

(3) 最小使用サイズ





6. 問い合わせ先

多摩市関戸6-12-1 企画政策部行政管理課

電話：042-338-6948

メール：tm035000@city.tama.tokyo.jp